

## 指定障害者支援施設可茂学園運営規程

### (事業の目的)

第1条 社会福祉法人可茂会が設置をする可茂学園（以下「施設」という。）及び従たる施設可茂学園「麦の丘」において実施する指定障害者支援施設の適正な運営を確保するために、人員及び管理運営に関する事項を定め、指定障害者支援施設の円滑な管理運営を図るとともに、利用者に対し適切な施設障害福祉サービスを提供することを目的とする。

### (運営の方針)

第2条 施設は、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、利用者に対して施設障害福祉サービスの提供に努めるものとする。

2 施設は、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場にたって施設障害福祉サービス提供に努めるものとする。

3 施設は利用者の意向、趣向、障害の特性その他の事情を踏まえた個別支援計画を作成し、これに基づいた施設障害福祉サービスを提供するとともに、継続的な評価、見直しによる効果的で質の高いサービスを提供するものとする。

4 施設は、地域や家族との結び付きを重視し、市町村、他の障害福祉サービス事業者その他の保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との連携を努めるものとする。

5 施設の実施にあたっては、前4項のほか関係法令を遵守し、事業を実施するものとする。

### (施設の名称等)

第3条 施設障害福祉サービスを行う施設の名称及び所在地は、次のとおりとする。

1 主たる施設

(1) 名 称 可茂学園

(2) 所在地 岐阜県可児市瀬田1648-9

2 従たる施設

(1) 名 称 可茂学園「麦の丘」

(2) 所在地 岐阜県可児市東帷子3827-6

### (提供する施設障害福祉サービスの種類)

第4条 施設が提供する施設障害福祉サービスは、次のとおりとする。

1 主たる施設 可茂学園

(1) 施設入所支援

(2) 生活介護

## 2 従たる施設 可茂学園「麦の丘」

### (1) 生活介護

(職員の職種、員数及び職務の内容)

第5条 施設に勤務する職員の職種、員数及び職務内容は次の通りとする。

#### 1 主たる施設 可茂学園

##### (1) 管理者 1名 (常勤職員)

管理者は、施設の職員の管理及び業務の管理を一元的に行うとともに施設の職員に対し法令等を遵守するために必要な指揮監督をおこなう。

##### (2) サービス管理責任者 2名 (常勤職員2名)

サービス管理責任者は、個々の利用者について、アセスメント、個別支援計画の作成、継続的な評価等を行うほか、利用申込者の心身の状況等の把握、利用者の自立した日常生活に向けた検討、他の職員に対する技術指導又は助言等を行う。

##### (3) 生活支援員 34名 (常勤職員29名、非常勤職員5名)

生活支援員は、必要な日常生活上の支援や介護を行うとともに、利用者支援の企画並びに実施、家族及び地域社会の各種相談に関するものを行う。

##### (4) 医師 1名 (嘱託)

利用者に対し診察、健康管理及び保健衛生をおこなう。

##### (5) 看護師 1名 (常勤職員)

看護師は、利用者の保健衛生並びに看護業務をおこなう。

##### (6) 栄養士 1名 (常勤職員)

食事の献立作成、栄養計算、利用者に対する栄養指導をおこなう。

##### (7) 事務職員 3名 (常勤職員3名)

必要な事務をおこなう。

#### 2 従たる施設 可茂学園「麦の丘」

##### (1) サービス管理責任者 1名 (常勤職員)

サービス管理責任者は、個々の利用者について、アセスメント、個別支援計画の作成、継続的な評価等を行うほか、利用申込者の心身の状況等の把握、利用者の自立した日常生活に向けた検討、他の職員に対する技術指導又は助言等を行う。

##### (2) 生活支援員 7名 (常勤職員3名、非常勤職員4名)

生活支援員は、必要な日常生活上の支援や介護を行うとともに、利用者支援の企画並びに実施、家族及び地域社会の各種相談に関するものを行う。

##### (3) 医師 1名 (嘱託)

利用者に対し診察、健康管理及び保健衛生をおこなう。

##### (4) 看護師 1名 (常勤職員)

看護師は、利用者の保健衛生並びに看護業務をおこなう。

(施設障害福祉サービスの営業日及び営業時間)

第6条 施設障害福祉サービス（昼間実施サービス）の営業日及び営業時間は、原則として次のとおりとする。

1 生活介護

(1) 主たる施設 可茂学園

(ア) 営業日 原則として毎週月曜日から金曜日。ただし祝日及びお盆、年末年始休暇等施設が別に定めた日は休みとする。

(イ) 営業時間 午前9時から午後4時までとする。

(2) 従たる施設 可茂学園「麦の丘」

(ア) 営業日 原則として毎週、火、水、木、金、土曜日。ただし祝日及びお盆、年末年始等従たる施設が別に定めた日は休みとする。

(イ) 営業時間 午前9時から午後4時までとする。

(施設障害福祉サービスの種類ごとの定員)

第7条 利用定員は次のとおりとする。

(1) 施設入所支援 60名

(2) 生活介護

(ア) 可茂学園 85名

(イ) 可茂学園「麦の丘」 15名

2 施設は、施設障害福祉サービスの種類ごとの利用定員及び居室の定員を超えて施設障害福祉サービスの提供を行わないものとする。ただし、災害その他のやむを得ない事情がある場合は利用できるものとする。

(主たる対象者)

第8条 施設において提供する施設障害福祉サービスごとに定める主たる対象は次のとおりとする。

(1) 施設入所支援 知的障害者（18歳未満の者を除く）

(2) 生活介護

(ア) 可茂学園 知的障害者（18歳未満の者を除く）

(イ) 可茂学園「麦の丘」 知的障害者（18歳未満の者を除く）

(提供する施設障害福祉サービスの内容)

第9条 施設が提供する知的障害福祉サービスの内容は次のとおりとする。

(1) 個別支援計画の作成と提供

(2) 施設入所支援

(ア) 食事の提供

(イ) 入浴又は清拭

- (ウ) 排泄の自立についての必要な支援
  - (エ) 身体等の介護
  - (オ) 相談、援助
  - (カ) 健康管理
  - (キ) その他 離床、着替え、整容等日常生活に必要な支援
- (3) 生活介護 主たる施設 可茂学園
- (ア) 食事の提供
  - (イ) 入浴又は清拭
  - (ウ) 身体等の介護及び日常生活能力の維持・向上のための支援
  - (エ) 生産活動（箱折り、ゴム部品のバリ取り、廃材利用のなべ敷き等）
  - (オ) 創作的活動（臨床美術、サークル活動等）
  - (カ) 文化的活動（茶華道、音楽療法等）
  - (キ) 社会活動支援（一日外出、旅行、買物、地域行事への参加等）
  - (ク) 施設行事参加（夏祭り、クリスマス、餅つき、街道美化等）
  - (ケ) 生活相談、援助
  - (コ) 健康管理
  - (サ) 訪問支援
  - (シ) その他、日常生活上必要な支援
- (4) 生活介護 従たる施設 可茂学園「麦の丘」
- (ア) 食事の提供
  - (イ) 身体等の介護及び日常生活能力の維持・向上のための支援
  - (ウ) 生産活動（パン製造等）
  - (エ) 創作的活動（花いっぱい運動参加）
  - (オ) 社会活動支援（一日外出、旅行、買物、地域行事への参加等）
  - (カ) 施設行事参加（夏祭り、クリスマス、餅つき等）
  - (キ) 生活相談、援助
  - (ク) 健康管理
  - (ケ) 訪問支援
  - (コ) その他、日常生活上必要な支援
- (5) 社会生活上の便宜の供与
- (ア) 施設は、利用者が日常生活を営む上で必要な行政機関に対する手続き等について、利用者又は家族が行うことが困難である場合は、利用者及びその家族の要請により行うものとする。
  - (イ) 施設は、常に利用者の家族との連携を図るとともに、利用者とその家族との交流等の機会を確保するよう努めるものとする。

(生活介護事業に係る通常の事業の実施地域)

第10条 生活介護事業に係る通常の事業の実施地域は、可児市、可児郡御嵩町、美濃

加茂市とする。

2 通常の実施地域以外の利用希望者に対し実施する場合もある。

(利用者から受領する費用の額等)

第11条 施設は、施設障害福祉サービスを提供した際は、利用者から市区町村が定める負担上限月額範囲内において利用者負担額の支払いを受けるものとする。

2 施設は、法定代理受領を行わない障害福祉サービスを提供した際は、利用者から前項に掲げる利用者負担額のほか、厚生労働大臣が定める費用の額の支払いを受けるものとする。

3 施設は、前2項のほか次に掲げる費用を利用者から徴収するものとする。

(1) 施設入所支援

(ア) 食事の提供 一日あたり1,540円(うち材料費850円)

① 朝食 440円(うち材料費250円)

② 昼食 550円(うち材料費300円)

③ 夕食 550円(うち材料費300円)

(イ) 光熱水費 一月あたり6,680円

(ウ) 日用品費 実費

(エ) 被服費 実費

(オ) 年金管理費 500円/月

(カ) 家族の依頼による事務代行手続き費 500円/1回

(キ) 家族の依頼による訪問支援・送迎サービス 100円/1km

(ク) その他、日常生活において通常必要となるものに係る費用であって、利用者に負担させることが適当と認められるもの

(2) 生活介護 主たる施設 可茂学園

(ア) 食事の提供 昼食 550円(うち材料費300円)

(イ) 創作的活動に係る材料費 実費

(ウ) 日用品費 実費

(エ) 理美容代実費 1,500円…希望者のみ

(オ) その他、日常生活において通常必要となるものに係る費用であって、利用者に負担させることが適当と認められるもの

(3) 生活介護 従たる施設 可茂学園「麦の丘」

(ア) 食事の提供 昼食代実費 350円

(イ) 創作的活動に係る材料費 実費

(ウ) 日用品費 実費

(エ) その他、日常生活において通常必要となるものに係る費用であって、利用者に負担させることが適当と認められるもの

- 4 施設は1項から3項の費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ利用者に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得るものとする。
- 5 施設は1項から3項に係る費用の支払いを受けた場合は、当該費用に係る領収書を、当該費用を支払った利用者に対し交付するものとする。

(施設の利用に当たっての留意事項)

第12条 利用者が外出する場合は、事前に施設に届けるものとする。

- 2 利用者は施設の清潔、整頓、その他環境衛生の保持に協力する。
- 3 利用者は施設内で次の行為をしてはならない。
  - (1) けんか、口論など他の利用者に迷惑を及ぼすこと
  - (2) 施設の秩序、風紀を乱し安全衛生を害すること
  - (3) 指定した場所以外での喫煙や火気を用いること
  - (4) 故意に施設もしくは物品に損害を与え、またはこれを持ち出すこと
- 4 利用者が故意又は重大な過失によって施設の設備や備品に著しい損害を与えた場合には、本人又は身元引受人がその損害について応責し、弁償するか又は、原状に回復しなければならない。なお、応責の額は、利用者の諸事情によって減免することができる。

(協力医療機関等)

第13条 施設は、利用者の病状の急変等に備えるため、医療法人馨仁会 藤掛病院を協力医療機関として定めるものとする。

- 2 施設は、あらかじめ、田原歯科医院を協力歯科医療機関として定めるものとする。

(緊急時における対応)

第14条 施設障害福祉サービスの提供中に利用者の病状の急変又は緊急事態が生じた場合、その他必要な場合は、速やかに医療機関へ連絡を行うなどの必要な措置を講ずるとともに、当該利用者の家族、管理者に報告をするものとする。

(非常災害対策)

第15条 施設は、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けるとともに、非常災害に関する具体的計画を立て、非常災害時の関連機関への通報及び連絡体制を整備し、それらを定期的に事業所職員に周知する。

- 2 施設は、非常災害に備えるため、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行う。

(苦情解決)

- 第16条 施設は、提供した施設障害福祉サービスに関する利用者等からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付ける窓口を設置するものとする。
- 2 施設は、提供した施設障害福祉サービスに関し、法の定めるところにより市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め、または当該市町村の職員からの質問若しくは照会に応じ、利用者等からの苦情に関して市町村が行う調査に協力するとともに、指導又は助言を受けた場合は必要な改善を行うものとする。
  - 3 社会福祉法第83条に規定する運営適正化委員会が同法第85条の規定により調査または斡旋に協力するものとする。

(虐待防止に関する措置)

- 第17条 利用者等の人権擁護、虐待防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、職員に対し研修を実施する等の措置を講ずるものとする。

(相談及び訪問支援)

- 第18条 施設は、常に利用者の心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め利用者又はその家族に対し、その相談に応じるとともに、必要な助言その他の援助を行うものとする。
- 2 利用者が心身の状況等の変化により、連続して一定期間施設利用がなかった場合に、利用者又はその家族の希望や同意のうえで支援員等が家庭を訪問し、相談その他の必要な援助を行うものとする。

(その他の運営に関する重要事項)

- 第19条 施設は、利用者に対して適切なサービス提供が出来るよう職員の勤務体制を定める。
- 2 職員の資質向上を図るため研修の機会を設けるものとする。
  - 3 職員は正当な理由なく、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。また、退職等で職員でなくなった場合においてもその秘密を漏らさないよう必要な措置を講ずる。
  - 4 施設は、職員、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備するとともに、当該記録を完結の日から5年間保存しなければならない。
  - 5 施設は、利用者に対する施設障害福祉サービスの提供に関する次に掲げる記録を整理し、当該施設福祉サービスを提供した日から5年間保存しなければならない。
    - (1) 個別支援計画
    - (2) 具体的なサービスの内容等の記録

- (3) 県、市町村への通知に係る記録
- (4) 身体拘束等に係る記録
- (5) 苦情の内容等の記録
- (6) 事故の状況及び事故に際しての処置及び県、市町村報告の記録
- (7) 利用者が正当な理由なしに施設支援を拒否し、障害の状態を悪化させた場合の県、市町村報告の記録

6 この規程に定める事項のほか運営に関する重要事項は社会福祉法人可茂会と施設の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

#### 附 則

この規程は平成21年4月1日から施行する。

この規程の一部改正は平成22年5月1日より施行する。

この規程の一部改正は平成24年4月1日より施行する。

この規程の一部改正は平成27年4月1日より施行する。

この規程の一部改正は平成27年10月1日より施行する。